

## 休業要請、活動自粛の全面的な解除及び 沖縄県主催イベント等実施ガイドラインの策定について(5/20)

沖縄県では、緊急事態措置を実施すべき区域から解除されたことを受け、「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」を策定し、5月15日に公表しました。

その中でお示ししているとおり、県民の皆さま、事業者の皆さまへの休業要請や活動自粛は本日20日までとなります。

これまで活動自粛や休業要請にご協力頂いた全ての皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

5月20日現在、沖縄県では入院患者数が8名となり、県が活動再開の目安としていた指標は全てクリアし、予定通り21日以降は全ての事業者の皆様への休業要請が解除となります。

今後、事業者の皆さまにおかれましては、「感染症拡大予防ガイドライン」を作成頂き、独自の持続的な感染予防対策の徹底をよろしくお願い申し上げます。

また、県民の皆様に対する活動自粛のお願いについては、県をまたぐ渡航については、5月31日まで控えていただくようお願いいたします。

離島への渡航及び離島間の渡航については、離島市町村の意向等を踏まえて慎重に解除の時期を見極めていきたいと考えています。

そして、今後は経済活動再開の一環として、民・官を問わずイベント、セミナー、会議等が再開されることが見込まれます。

このため県におきましては、国の5月14日付け指針「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」に準拠し、「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」を策定しました。

実施ガイドラインにおきましては、県主催の会議やセミナー、講演会等の開催に際して、密集・密接・密閉の3密回避を徹底するなど、感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」を取り入れながら実施していくこととしています。

明日5月21日から適用することとし、沖縄県内及び全国の感染状況等を踏まえ、段階的に見直しを行うものとしています。

県内市町村や事業者の皆様におかれましては、既に各業界団体や施設独自のガイドラインを策定している場合は、当該ガイドラインに基づき、感染予防対策を徹底したうえで、イベント等を実施していただけると考えております。

また、今後、各業界団体又は事業者が独自にガイドラインを策定する際には、国の指針及び県策定のガイドラインを参考にいただければと考えております。

実施ガイドラインの内容については、後ほど商工労働部長より説明します。

今後、イベント関係の再開をはじめ、社会経済の活動レベルが徐々に上がっていくとともに、多くの人が集う機会が増えることで、「クラスター」と呼ばれる集団感染につながるリスクも高まります。

そのため、イベント等の主催者において十分な感染予防対策を実施することは不可欠ですが、参加者一人一人が、自ら出来る対策を率先して行うことも大切です。

「新しい生活様式」として提案しているとおり、外出時のマスク着用や、こまめな手洗い、人と人との距離を保つといった対策は、常に心がけるようにしてください。体調が優れない場合は、どうか無理に参加しないようお願いいたします。

様々な社会機能が回復に向かっている今は、感染拡大の再燃リスクも抱えた時期であり、特に慎重な対応が必要となります。

県としましては、5月15日の実施方針でお示したとおり、流行の第2波、第3波に備えた柔軟で迅速な医療提供体制の構築を進めるとともに、PCR検査体制の拡充による早期発見体制の確保や、県内各空港到着ロビーにおけるサーモグラフィ設置等による水際対策にしっかりと取り組んでまいります。

また、流行の第2波に係る予兆を常に監視し、再度の感染拡大のおそれがあると認められる場合、迅速な感染拡大対策を実施していく方針です。

まだまだ油断できる時期ではありませんので、引き続き、気を引き締めてまいりましょう。

そして今後は、県民一人一人の判断、そして行動が益々重要となってきます。みんなの力をあわせ、しっかりと感染予防対策をとることで、with コロナの社会においても着実に日常生活を取り戻して行きましょう。

県民一丸となったさらなる感染症予防対策への取り組みをよろしくお願いします。

令和2年5月20日

沖縄県知事 玉城 デニー